

第4回 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会

日時：平成21年3月2日（月）15:00～17:00

場所：厚生労働省 共用第7会議室(5階)

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

今後の臨床研修制度の概要について

3. 閉会

【配付資料】

資料1：今後の臨床研修制度の概要について（案）

資料2：今後の臨床研修制度の概要について（案）のイメージ

資料3：研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算

【参考資料】

参考1：臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ

参考2：医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書

今後の臨床研修制度の概要について(案)

1 研修プログラムについて

基本的な考え方

- より良い医師の育成のため、「医師としての人格のかん養とプライマリ・ケアの基本的な診療能力の修得」という制度の基本理念、および基本理念を具体化した到達目標を前提とする。
- 研修プログラムは、各病院の個性や工夫を活かした特色のあるものとする。病院の実情を踏まえつつ、研修医の将来のキャリア等に円滑につながるように、研修を行う診療科の構成、各診療科における研修期間及び研修時期を定める。

(1) 臨床研修を行う分野

- 内科、救急部門及び地域医療を「必修科目」として、必ず研修を行う。
- 外科、麻酔科、小児科、産婦人科及び精神科を「選択必修科目」として、この中から2診療科を研修医が選択して研修を行うことを必修とする。病院の判断で、これらの診療科の全部又は一部を「必修科目」とすることもできる。
- 「選択必修科目」については、研修医の希望に応じていずれの診療科の研修も確実に実施できるよう、臨床研修病院は各診療科で研修を行うことができるプログラムを必ず用意し、受け持ちの入院患者について指導できる体制を確保する。

(2) 研修時期・期間

- 原則として、当初の12月の間に内科及び救急部門を研修し、次の12月の間に地域医療の研修を行う。
- 原則として、内科は6月以上、救急部門は3月以上、地域医療は1月以上の研修を行う。
- 「選択必修科目」は、病院の判断で適切な期間の研修を行う。

(3) 地域医療の研修

- 地域医療の研修は、十分な指導体制の下で、患者が営む日常生活や居住する地域の特性に則した医療(在宅医療を含む)について理解し、実践するという趣旨であり、へき地・離島診療所、中小病院、診療所等において行う。

- 研修を行う施設は、関係自治体や地域医療対策協議会の意向を踏まえるなど、地域の実情に応じて選定されるよう配慮する。

(4) 医師不足の診療科への対応

- 研修医の募集定員が一定数以上(例えば20人以上)の臨床研修病院は、将来小児科医及び産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム(募集定員2名以上)を必ず設ける。

(5) 到達目標の達成度の評価

- 到達目標について、研修医の達成度を客観的に評価する仕組みを構築する。

2 臨床研修病院の指定基準について

基本的な考え方

- 研修の質の向上のため、臨床研修病院の基準を強化するとともに、医療機関の連携による臨床研修病院群の形成を推進する。

(1) 臨床研修病院(協力型臨床研修病院を除く。以下同じ。)の指定基準

- 臨床研修病院は、以下の事項を満たすものとする。
 - ① 救急医療を提供していること
 - ② 年間入院患者数が3,000人以上であること
 - ③ 研修医5人に対して指導医を1人以上配置すること
 - ④ 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること
 - ⑤ 協力型臨床研修病院その他の医療機関と連携して研修を行うこと
- * その他の基準は現行どおり

(2) 経過措置

- 臨床研修病院の指定基準に適合しなくなり、指定取り消しの対象となる場合などについては、一定期間の経過措置を設け、地域の実情や研修医の受入実績等を考慮したきめ細かな対応に配慮する。

(3) 臨床研修病院の新規指定の取扱い

- 協力型臨床研修病院として一定の実績があることを前提に、指定基準を満たす場合は新規指定を行う。

3 研修医の募集定員について

基本的な考え方

- 研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、都道府県別の募集定員の上限を設定する。
- 各病院の募集定員を、過去の研修医受入実績を踏まえ適正規模に見直すとともに、医師派遣実績等を勘案した上で、都道府県の募集定員の上限と必要な調整を行って設定する。

(1) 病院における研修医の募集定員は、以下の数値を超えないこととする。

① A

A: 当該病院の過去数年間(例えば過去3年間)の研修医の受入実績の最大の数値。ただし、一定の定義に基づき、当該病院から他の病院に派遣されているとみなされる常勤医師がある場合には、その数を勘案して一定の限度内で定める数を加算する。

② 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院の募集定員の合計が、(2)で定める当該都道府県の募集定員の上限を超える場合は、以下の計算式により算定した数値

$$A \times B \div C$$

B: (2)で定める当該都道府県の募集定員の上限

C: 当該都道府県内における臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計

③ 経過措置

BがCより大幅に小さい場合は一定の経過措置を設け、地域の実情や研修医の受入実績等を考慮したきめ細かな対応に配慮する。

(2) 各都道府県における募集定員の上限とは、以下の計算式により算定した数値をいう。

* 研修医の数については1学年分

① $D + E + F$

D: D1とD2のうちの多い方の数値

D1: 全国の研修医の前年度総数 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口

D2: 全国の研修医の前年度総数 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合計

E: $D \times \alpha$ (100平方km当たりの医師数が60.7未満の道府県に限る)

* 60.7は東京都、大阪府を除く全国の100平方km当たりの平均医師数

F: $D \times \text{離島人口} \times \beta / \text{当該都道府県の人口}$

* 離島人口とは、離島振興法及び沖縄振興特別措置法における指定離島の人口

* α 、 β とは、調整係数(例えば $\alpha=10\% \sim 20\%$ 、 $\beta=5$)

② 都道府県の募集定員の上限が、当該都道府県内における病院が希望する募集定員の合計よりも大幅に下回る場合は一定の経過措置を設ける(例えば削減率は当面10%を上限とする)。

(3) 各病院の募集定員の増員の取扱いについて

○ 当該病院の所在する都道府県内にある病院が希望する募集定員の合計が当該都道府県の上限を超えない場合には、当該病院の前年度の研修医の採用実績や地域の実情等一定の条件の下に、増員を認めることとする。

(4) 新規指定における募集定員の取扱いについて

○ 臨床研修病院を新規に指定する場合は、募集定員を2名とする。

4 適用時期等について

○ 平成22年度から研修を受ける研修医に対する臨床研修から適用する。

○ 5年以内に必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

今後の臨床研修制度の概要について(案) のイメージ

研修プログラム弾力化により考えられる研修プログラムの例①

1. 現在と同様の研修プログラム

1年目

2年目

内科 6月	外科3月	救急3月	麻酔科 1月	産婦人科 1月	小児科 1月	精神科 1月	地域医療 1月	選択科目 7月
* あらかじめ研修病院が 選択肢を設定する								

2. 2年目に将来専門とする診療科で研修を行う研修プログラム

1年目

2年目

内科 6月	救急3月	選択必修 3月 (2科目で3月)	地域医療 1月	将来専門とする診療科を中心に 関連の診療科での研修 11月
* あらかじめ研修病院が 選択肢を設定する				

研修プログラム弾力化により考えられる研修プログラムの例②

3. 研修開始時から将来専門とする診療科(例えば外科)で研修を行う研修プログラム

1年目

2年目

(例)外科 3月	内科 6月	救急3月	地域 医療 1月	(例)麻酔科 3月	(例)外科 8月
-------------	-------	------	----------------	--------------	----------

4. 選択必修の科目や地域医療を重点的に実施する研修プログラム

1年目

2年目

内科 6月	救急3月	選択必修 3月 (1科目で3月)	選択必修 3月 (1科目で3月)	地域医療 3月	選択科目6月 * あらかじめ研修病院が 選択肢を設定する
-------	------	------------------------	------------------------	------------	--

臨床研修病院の指定基準の見直し(案)

現 状

指定基準(協力型臨床研修病院等と共同で満たす)

- 臨床研修を行うために必要な症例があること
 - ・内科・外科・小児科・産婦人科・精神科の年間入院患者100人以上
- 救急医療を提供していること
- 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること
- 指導医1人が受け持つ研修医は5人までが望ましいこと

案

指定基準(臨床研修病院が単独で満たす)

- 臨床研修を行うために必要な症例があること
 - ・年間入院患者3,000人以上
- 救急医療を提供していること
- 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること
- 研修医5人に対して指導医1人以上配置すること
- 協力型臨床研修病院その他の医療機関と連携して研修を行うこと

都道府県別募集定員の上限の考え方(案)

① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数} \times \frac{\text{都道府県別の人口}}{\text{日本の総人口}}$$

② 医師養成状況

$$\text{全国の研修医総数} \times \frac{\text{都道府県別の医学部入学定員}}{\text{全国の総医学部入学定員}}$$

③ 地理的条件

- (a) 面積当たりの医師数
(100平方km当たりの医師数)
- (b) 離島の人口

①
と
②
の
多
い
数

+

③

○全国の研修医総数を「①人口分布を勘案して配分した数」と、「②医学部入学定員を勘案して配分した数」の多い方の数に、「③地理的条件を勘案した数」を加えた数を都道府県別の募集定員の上限とする

都道府県別の募集定員の上限を設定

研修病院の募集定員設定方法(案)

一般的な設定方法

都道府県の募集定員
の上限と調整

前年度募集定員

次年度募集定員

超過分調整

過去の採用実績

医師派遣を評価

例えば、都道府県内の
病院の募集定員の合計
が100名で、都道府県
の上限が90名の場合、
原則として、募集定員に
 $\frac{90}{100}$ を乗じて調整

（例えば、過去
3年間の採用
実績の最大値）

（例えば、10名加算）

A病院

医師派遣
あり

30名



20名



20 + 10
= 30名
(10名加算)



$30 \times \frac{90}{100}$
= 27名
(3名削減)

B病院

医師派遣
なし

12名



10名



10名
(加算なし)



$10 \times \frac{90}{100}$
= 9名
(1名削減)

経過措置

削減率が大きい場合、
削減の割合に一定の
限度を設ける

※都道府県別の募集定員の上限を調整する必要がない場合は、募集定員の増員が可能

研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算 (20年度研修医採用実績を用いた場合)

都道府県	① 20年度 募集定員	② 20年度 採用実 績	③ 19年総 人口 (万人)	④ 21年度 医学部 定員	⑤ 採用実 績を人 口割合 で配分	⑥ 採用実 績を医 学部定 員割合 で配分	⑦ ⑤と⑥と で多い 数	⑧ 100km ² 当たり医 師数 (18年)	⑨ 面積当 たりの医 師数に よる加算 *1	⑩ 離島振興 法及び沖 縄振興特 別措置法 指定離島 の人口 (19年)	⑪ 離島人 口による 加算 *2	⑫ 都道府 県の上 限 (⑦+⑨+ ⑪)	⑬ 都道府 県の上 限と募 集定員 との差 (⑫-①)	⑭ 都道府 県の上 限と採 用実績 との差 (⑫-②)	⑮ 都道府 県の上 限と採 用実績 との差の 割合 (⑭/②) *3	⑯ 経過措 置後の 上限 *4	⑰ 採用実 績との 差 (⑯-②)
北海道	504	313	557	327	337	295	337	14.7	68	13,994	5	410	△ 94	97		410	97
青森県	113	63	141	120	85	108	108	27.7	22			130	17	67		130	67
岩手県	112	66	136	110	82	99	99	16.8	20			119	7	53		119	53
宮城県	189	115	235	110	142	99	142	71.6		5,413	2	144	△ 45	29		144	29
秋田県	133	63	112	115	68	104	104	19.9	21			125	△ 8	62		125	62
山形県	112	60	120	120	73	108	108	33.2	11	275	1	120	8	60		120	60
福島県	144	76	207	100	125	90	125	27.7	26			151	7	75		151	75
茨城県	176	119	297	108	180	98	180	75.6				180	4	61		180	61
栃木県	174	126	201	223	122	201	201	64.4				201	27	75		201	75
群馬県	158	80	202	110	122	99	122	66.3				122	△ 36	42		122	42
埼玉県	306	214	709	190	429	172	429	265.9				429	123	215		429	215
千葉県	400	283	610	110	369	99	369	193.4				369	△ 31	86		369	86
東京都	1,582	1,338	1,276	1,411	772	1,274	1,274	1,697.8		26,021	13	1,287	△ 295	△ 51	△ 3.8%	1,287	△ 51
神奈川県	750	584	888	420	538	379	538	651.7				538	△ 212	△ 46	△ 7.9%	538	△ 46
新潟県	156	70	240	120	145	108	145	40.9	15	67,824	21	181	25	111		181	111
富山県	117	54	111	105	67	95	95	94.4				95	△ 22	41		95	41
石川県	139	86	117	220	71	199	199	71.2		100	1	200	61	114		200	114
福井県	86	49	82	110	50	99	99	42.2	10			109	23	60		109	60
山梨県	89	51	88	120	53	108	108	41.7	11			119	30	68		119	68
長野県	204	106	218	110	132	99	132	34.6	14			146	△ 58	40		146	40
岐阜県	170	95	210	100	127	90	127	37.1	13			140	△ 30	45		140	45
静岡県	268	160	380	110	230	99	230	91.8		353	1	231	△ 37	71		231	71
愛知県	707	446	736	415	446	375	446	274.1		4,357	2	448	△ 259	2		448	2
三重県	154	75	188	120	114	108	114	60.5	12	4,914	2	128	△ 26	53		128	53
滋賀県	108	85	140	110	85	99	99	72.9				99	△ 9	14		99	14
京都府	353	274	264	210	160	190	190	167.3				190	△ 163	△ 84	△ 30.8%	247	△ 27
大阪府	860	613	881	510	533	461	533	1,165.8				533	△ 327	△ 80	△ 13.0%	552	△ 61
兵庫県	420	319	559	215	338	194	338	142.4		9,300	3	341	△ 79	22		341	22
奈良県	130	78	141	105	85	95	95	79.9				95	△ 35	17		95	17
和歌山県	109	74	102	95	62	86	86	56.0	9			95	△ 14	21		95	21
鳥取県	70	30	60	90	36	81	81	48.4	9			90	20	60		90	60
島根県	95	37	73	105	44	95	95	28.9	19	23,696	16	130	35	93		130	93
岡山県	227	150	195	220	118	199	199	73.7		3,330	2	201	△ 26	51		201	51
広島県	228	142	287	110	174	99	174	79.5		16,436	5	179	△ 49	37		179	37
山口県	136	57	147	105	89	95	95	58.7	10	5,004	2	107	△ 29	50		107	50
徳島県	84	49	80	105	48	95	95	56.7	10	299	1	106	22	57		106	57
香川県	100	64	101	105	61	95	95	135.9		8,044	4	99	△ 1	35		99	35
愛媛県	127	68	145	105	88	95	95	59.9	10	17,337	6	111	△ 16	43		111	43
高知県	86	38	78	105	47	95	95	30.6	10	280	1	106	20	68		106	68
福岡県	604	434	506	430	306	388	388	290.4		2,416	1	389	△ 215	△ 45	△ 10.3%	391	△ 43
佐賀県	77	58	86	100	52	90	90	85.2		2,197	2	92	15	34		92	34
長崎県	154	68	145	105	88	95	95	97.1		155,614	51	146	△ 8	78		146	78
熊本県	154	98	183	110	111	99	111	67.1		4,046	2	113	△ 41	15		113	15
大分県	110	54	120	105	73	95	95	50.0	10	5,125	3	108	△ 2	54		108	54
宮崎県	70	45	114	105	69	95	95	38.3	10	1,218	1	106	36	61		106	61
鹿児島県	143	68	173	105	105	95	105	44.0	11	56,119	17	133	△ 10	65		133	65
沖縄県	175	140	137	107	83	97	97	130.3		129,829	46	143	△ 32	3		143	3
計	11,563	7,735	12,777	8,566	7,735	7,735	9,272	75.8	351	563,541	211	9,834	△ 1,729	2,099		9,911	2,176

注) 本試算は、20年度研修医採用実績を用いたものであり、22年度の募集定員について算定する場合は、21年度採用実績を用いる必要がある

* 1 100平方km当たりの医師数が60.7未満の県には10%加算、30未満の道県には20%加算

(東京都及び大阪府を除く全国の100平方km当たりの平均医師数が60.7)

* 2 離島人口×調整係数5/都道府県全体の人口

* 3 ⑮は各都道府県内の病院が今後希望する募集定員の合計を、20年度研修医採用実績に等しいと仮定して、試算したものである

* 4 ⑮の減少の程度が10%を超える場合、経過措置として、各都道府県内の病院が希望する募集定員の合計(この場合、20年度採用実績に等しいと仮定)から減少する割合の限度を10%とする